

「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」等の一部改訂案に関する意見募集

通信関連4団体で構成する違法情報等対応連絡会は、本日から令和7年4月18日までの間、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」の一部改訂について、広く皆様の御意見をいただきたく、意見募集を行うことといたしました。

1. 改訂概要

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が改正され、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対応に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」としてこの4月に施行されます。

改正法の施行にあわせて、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対応に関する法律第26条に関するガイドライン」も施行されます。同ガイドラインにおいては、インターネット上のSNS、電子掲示板、ウェブサイト等において流通させ、又は広告することが法令に違反する情報が例示されています。

同ガイドラインを踏まえ、違法情報等対応連絡会で策定している「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」に規定していない対象情報について検討し、このたびガイドラインに盛り込むことにしました。

主な改訂内容は、以下のとおりです。

- ・犯罪実行者の募集関係（Ⅱ 第15）、消費者取引における表示関係（Ⅱ 第16）、銃刀法関係（Ⅱ 第17）を追加
- ・リベンジポルノ画像記録の提供、性的影像記録提供等、性的姿態等影像送信、金融商品取引法上の無登録営業及び無登録業者等による金融商品取引業を行う旨の表示等、ス

トーカー規制法におけるつきまとい等を追記
・そのほか、細かい文言修正により、全体のブラッシュアップを行っています。

また、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」についても、上記の「情報流通プラットフォーム対処法」への法律名称の変更に伴い、該当箇所等を修正しました。

2. 意見募集要領

いただいた御意見を踏まえ、速やかにガイドライン等の改訂を行う予定です。

1. 意見募集対象

「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン(案)」

「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説(案)」

2. 意見提出方法

住所、氏名、所属団体名又は会社名を明記の上、必ず日本語にて、以下のいずれかの方法によりご提出ください。

①電子メールの場合

電子メールアドレス: public_comment_アットマーク_tesla.or.jp

※ 迷惑メール対策のため、「@」を「_アットマーク_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

②FAXの場合

FAX: 03-5644-7646

一般社団法人テレコムサービス協会内 事務局 意見募集係 宛

3. 意見提出期限

2025(令和7)年4月18日(金)必着

4. 意見提出上の注意

提出された御意見は、違法情報等対応連絡会のホームページに掲載する予定です。

御意見を提出された方の氏名(法人等にあってはその名称)やその他属性に関する情報は公表する場合があります。匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

御意見は、1,000文字以内とし、これを超える場合は要約文も合わせて提出してください。

また、御記入いただいた氏名（法人名及び連絡担当者名）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

電子メールで提出する場合は、メール本文に直接、該当箇所及び意見を書き込んでくださいますようお願いいたします。

添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル及びマイクロソフト Word ファイルにより提出してください。

※ 電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて5MB となっています。

問合せ先

一般社団法人テレコムサービス協会内

違法情報等対応連絡会 事務局

メール： public_comment_アットマーク_telesa.or.jp

※ 迷惑メール対策のため、「@」を「_アットマーク_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

TEL：03-5644-7500（平日9時から17時まで）